

平成 25 年 10 月 1 日

教 育 長 }
各課 (局・室) 長 } 様

鳩山町長 小 峰 孝 雄

平成 26 年度予算編成について (通知)

我が国の経済は、国の経済対策により、海外景気の下振れリスクはあるものの、長らく続いていた停滞状況から、回復傾向に向かうことが期待されています。その一方で、実体経済への反映では大きく改善しているとはいえ、不透明な状況が今後も続くものと見込まれます。

＊

このような中、企業集積の極めて少ない本町では、景気回復を町税増収に直接的に結びつけることはできません。したがって、企業誘致に引き続き取り組むとともに、将来の町の活性化に向けての施策に戦略的に取り組むことが必要です。

また、少子高齢化が著しく進む本町では、従来の総合振興計画のスタイルを大きく変更し、3つの具体的な将来像と、それを実現するための協働戦略を中心に据えた「第5次総合計画」(はとやま「安心・魅力」創造プラン)を平成22年6月に策定しましたが、社会構造の変化等を的確に捉え、具体的な事業を着実に推進することも、重要課題となっています。

さらに、将来に向けて施策を安定的に展開していくためには、健全財政が前提となることは言うまでもありません。

＊

したがって、平成26年度予算は、「活性化に向けての戦略的な取組み」「社会構造の変化等への対応」「健全財政の構築」などの難問を先送りせず、しっかりとした取組みを重ねていくことを再確認しながら編成していくことが不可欠となっています。

なお、町の主要な財政指標は、ここ数年、改善傾向を示していますが、当初要求段階(第1回目のヒアリング段階)では、歳入歳出の乖離額が4億円から5億円程度となっており、難問解決に向けての財源確保は簡単ではありません。

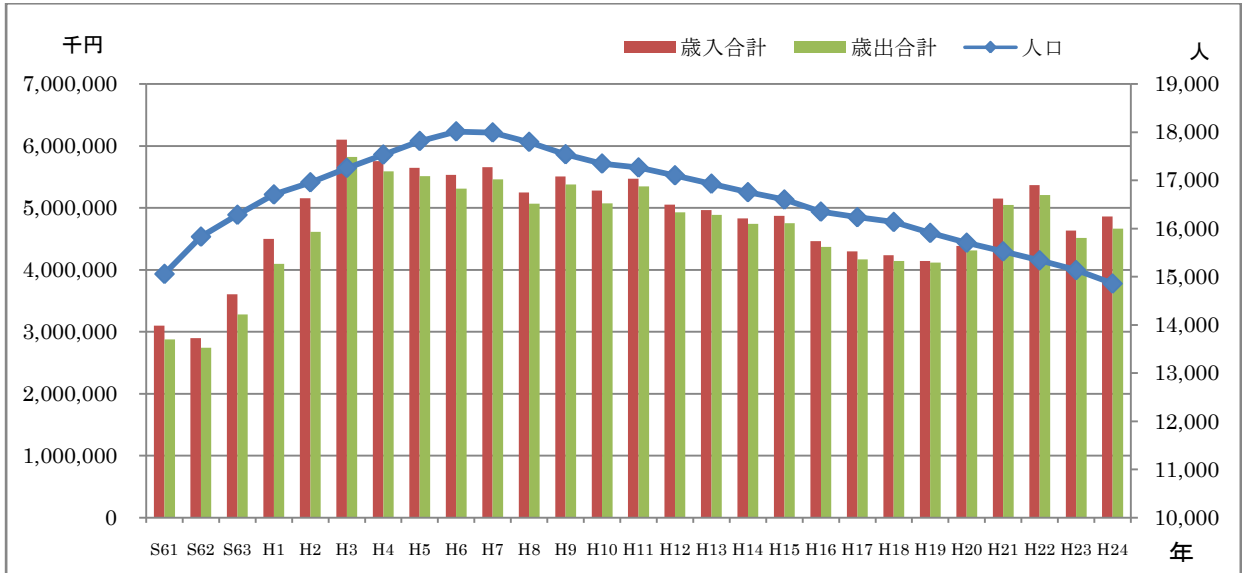
こういった状況ではありますが、地域の元気臨時交付金や、国・県等の補助制度の積極的な活用、そして、起債余力などの財政力を最大限有効活用することにより、バランスのとれた予算を編成するものとします。

このような基本姿勢のもとに、「平成26年度予算編成方針」を定めます。

第1 本町の財政状況と決算分析

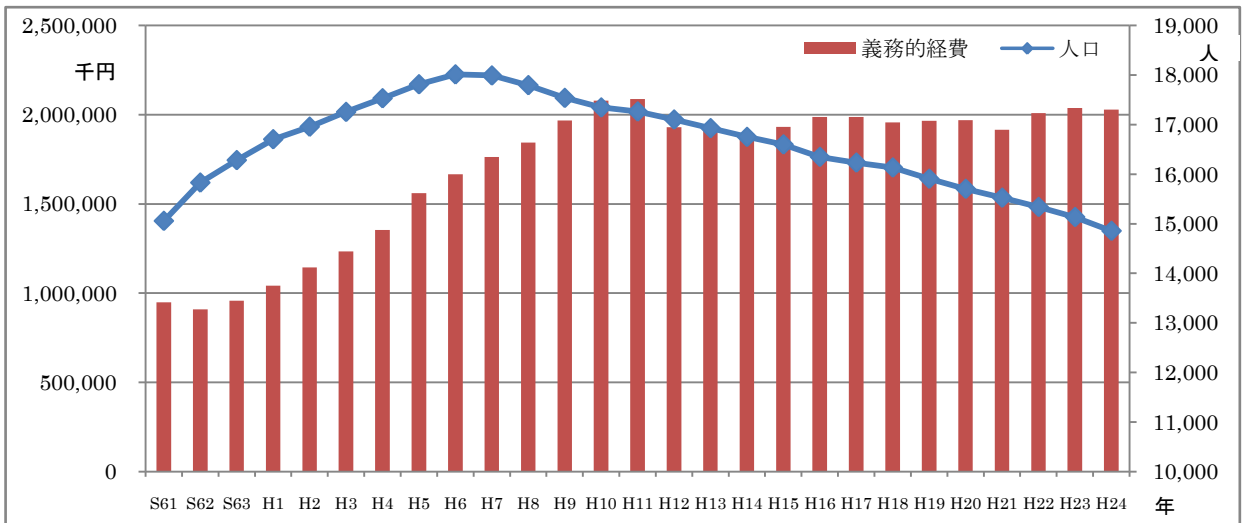
1 本町の財政状況

(1) 財政規模の推移



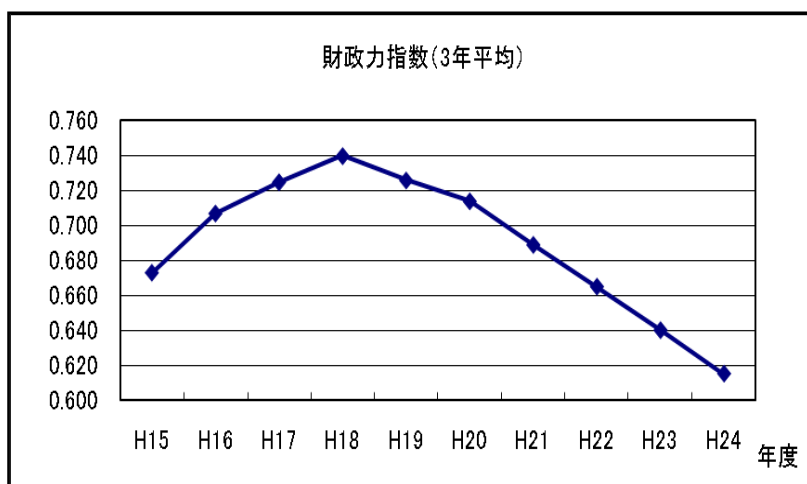
①人口と財政規模は、ほぼ同様に推移。(H21・H22 は国の経済対策交付金、H24 は緊急防災・減災事業の活用により財政規模が増加)
 ⇒今後も継続して町税等は減少する見込みであり、財政規模が増加する要素はない状況。

(2) 義務的経費の推移



①義務的経費は、人口や財政規模の推移とは異なり、人口減少後も増加傾向を示している。
 ②したがって、1人当たりの義務的経費は増加していることとなる。
 ⇒今後、義務的経費は増加見込みであり、特に扶助費が大きな増加要因である。

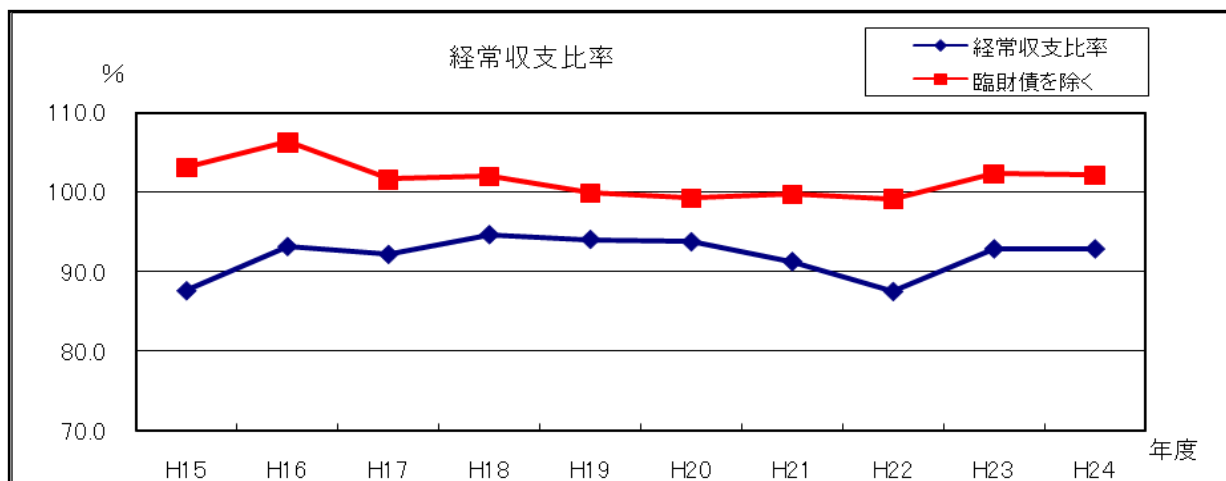
(3) 財政力指数の推移



財政力指数 = 基準財政収入額 ÷ 基準財政需要額

- ① H16→H18 : 指数上昇
骨太の方針に基づく交付税総額の減少。
- ② H19→H23 : 指数低下
地方財政支援に伴う交付税総額の追加。
- ③ H24 : 0.615 まで指数低下
今後の地方財政支援の動向によるが、税収減収が継続するため低下する傾向。

(4) 経常収支比率の推移



① 経常収支比率は、平成 18 年度が 94.7% でピークとなっている。

⇒H18 年度は、町税及び交付税等の減少により経常一般財源が減少し、経常収支比率が上昇した。なお、投資的経費の削減が避けられず、歳出総額に占める普通建設事業費の割合は、県内 30 町村中で 27 位となった。

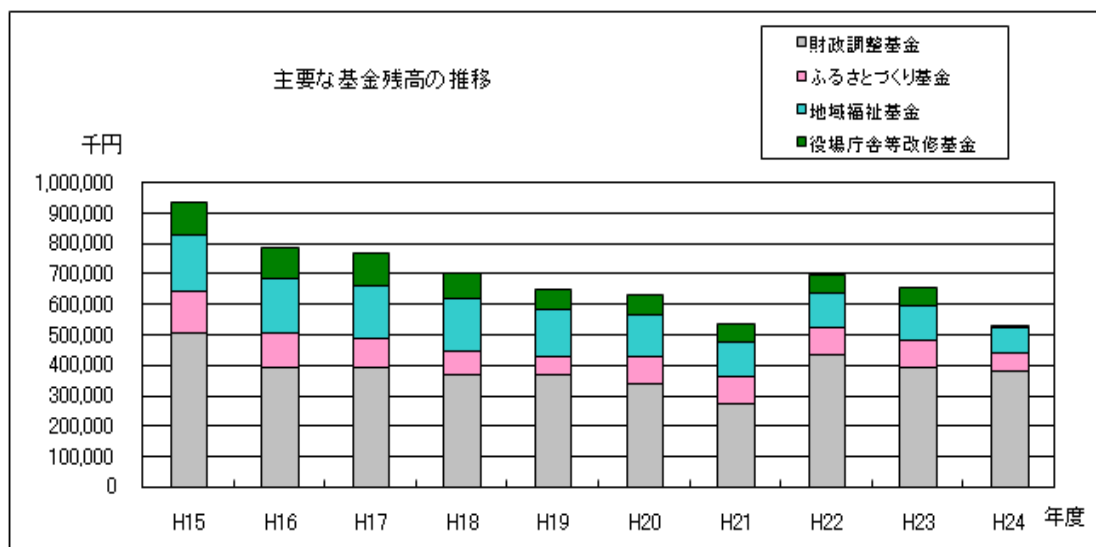
② H19 年度から若干の低下傾向を示し、H21・H22 年度は、大きく改善している状況に見えるが。

⇒町税（税源移譲）及び地方交付税の増加により経常一般財源が増加し、経常収支比率が低下傾向となった。また、H21・H22 年度は国の交付金を活用した義務教育施設の耐震化等の普通建設事業を実施したため、さらに経常収支比率が低下したものである。

③ H23 年度に経常収支比率が上昇しているが。

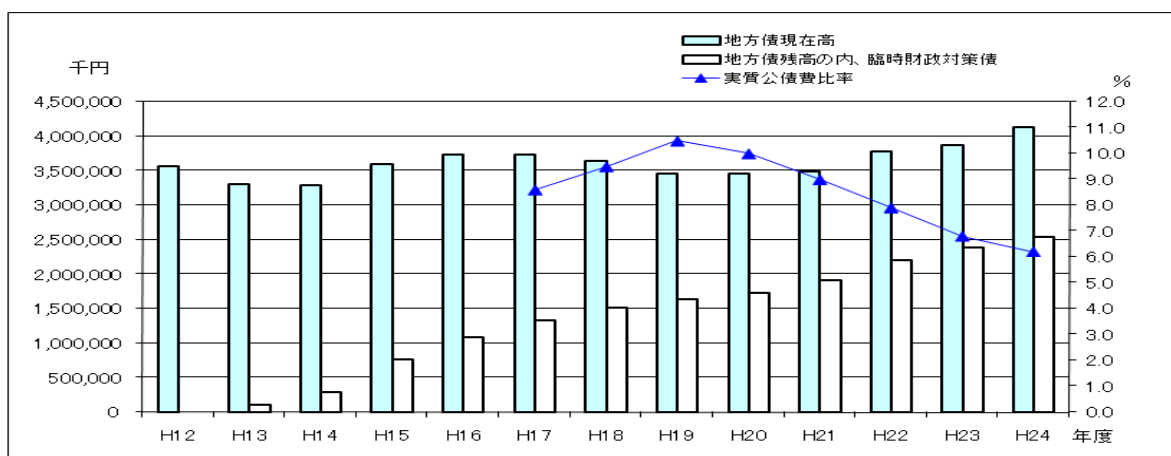
⇒平成 23 年度は、公債費以外の経常経費充当一般財源が増加している一方、地方税、各種交付金及び臨時財政対策債が減少したため、経常収支比率は 5.4 ポイント悪化した。なお、平成 24 年度は、人件費及び補助費等の経常経費充当一般財源が減少したが、町税等の経常一般財源も減少したため、前年同率の 92.9% となった。

(5) 基金残高の推移



- ①主要な基金（4基金）の残高は、H15年度に約9億3千万円の残高であったが、H22年度に積み立てを行ったものの、H23年度の残高は約6億5千万円となり、8年間で約2億8千万円減少。
 - ②また、H24年度は緊急防災・減災事業等の事業実施財源として取り崩しを行い、約5億3千万円の残高まで減少している。
- ⇒今後の財政運営目標として、財政調整基金残高を4億円程度は確保したい。

(6) 地方債現在高等の推移



- ①地方債現在高は、これまで35億円程度で推移していたが、近年増加傾向となっている。
 - ②これは、近年の社会資本整備事業財源として、地方債を活用していることも要因となっている。
 - ③なお、発行額の多くは、臨時財政対策債が占めている。
- ⇒臨時財政対策債と減税補てん債を合わせた地方債残高は約28億5千万円で、地方債残高の約69%を占めている。また、償還財源に対する交付税措置があるため、実質公債費比率は低下している状況となっている。

2 財政指標等の今後の推移

①財政規模

- ・平成 26 年度予算規模は約 44 億円程度（昨年度は 43 億円）と想定される。（特殊な財政要因〔地域の元気臨時交付金活用の大規模普通建設事業等〕を除く）

②義務的経費

- ・義務的経費の全体額は、若干の増加が見込まれる。これは、民生費関連経費の増嵩により、扶助費の増加が要因となっている。また、義務的経費総額は 21 億円（昨年度は 20 億円）を若干下回る程度で推移するものと思われる。

③財政力指数

- ・国による地方財政支援が不明であるが、個人町民税など町税全体の減収傾向が継続するものと見込まれることから、今後も低下していくものと考えられる。

④経常収支比率

- ・行財政改革の成果により経常経費は削減されているが、地方財政支援（交付税・臨時財政対策債）などの外部要因により大きく変動する指標である。しかし、当面は 90%程度を上限として設定し、財政の弾力性を確保したい。

⑤基金残高

- ・平成 24 年度は、地域福祉事業や緊急防災・減災事業等の事業財源として基金からの繰り入れを行ったため、基金残高は約 5 億 3 千万円となっている。
- ・また、平成 25 年度は約 9 千万円の基金繰入を予算化（9 月補正時点）しており、実質残高は約 4 億 4 千万円である。
- ・なお、平成 26 年度当初予算編成段階では財源不足が懸念されることから、ある程度の基金繰入金を想定しなければならない。

⑥地方債現在高

- ・人口一人当たりの地方債現在高は、平成 23 年度に 25 万 6 千円、平成 24 年度は 27 万 8 千円と増加傾向となっている。
- ・しかし、地方債残高の約 7 割弱は臨時財政対策債と減税補てん債が占めているため、交付税の需要額に算入（公債費）される割合が大きい状況である。
- ・さらに、実質公債費比率は、平成 23 年度に 6.8%、平成 24 年度は 6.2%まで低下している。
- ・このような状況から、住民生活に真に必要な社会資本整備に要する経費の財源調達手段として、起債の活用を積極的に検討したい。

3 平成 26 年度の地方交付税総額等の見通し

(1) スケジュール

①総務省の概算要求、平成 26 年度の地方財政の課題（平成 25 年 8 月 30 日公表）

平成 26 年度の地方交付税、臨時財政対策債、地方特例交付金の仮試算（全国総額：県・市町村）の合計が示された。

②地方財政対策の決着（例年、12 月末に公表）

平成 26 年度の地方交付税、臨時財政対策債、地方特例交付金の全国総額（県・市町村）の合計が決定される。

(2) 平成 26 年度地方交付税の概算要求の概要（平成 25 年 8 月 30 日 総務省公表）

① 概算要求の考え方

- ・「経済財政運営と改革の基本方針」及び「中期財政計画」を踏まえ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、平成 25 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保。
- ・地方交付税については、本来の役割が適切に発揮されるよう総額を確保することとし、16.8 兆円を要求。
- ・地方交付税総額を安定的に確保するため、地方交付税法第 6 条の 3 第 2 項の規定に基づき、交付税率の引き上げを要求。

② 要求内容

- ・地方の財源不足の状況等を踏まえた一般会計からの別枠の加算（1.0 兆円）等を行う。なお、財源不足の補填については、平成 25 年度までに講じられていた方式と同様の方式と仮置きして積算している。
- ・平成 26 年度においては、引き続き巨額の財源不足が生じ、平成 8 年度以来 19 年連続して地方交付税法第 6 条の 3 第 2 項の規定に該当することが見込まれることから、同項に基づく交付税率の引上げについて事項要求する。
- ・この概算要求は、仮置きの数値であり、今後、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）附則第 18 条等に基づく消費税率等の引上げについての判断、経済情勢の推移、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政の状況等について検討を加え、予算編成段階で調整する。

③概算要求の姿

地方交付税（地方団体への交付ベース）

平成 26 年度	平成 25 年度	比較（26 年度－25 年度）
16 兆 7,615 億円	17 兆 600 億円	△2,985 億円 △1.75%

④平成 26 年度地方債計画案

臨時財政対策債

平成 26 年度	平成 25 年度	比較（26 年度－25 年度）
6 兆 5,345 億円	6 兆 2,132 億円	3,213 億円 5.17%

第2 予算編成方針

1 予算編成にあたっての基本方針

平成26年度予算にあたっての基本方針は、第5次総合計画や各種計画、社会構造の変化等を踏まえ、以下の方針に基づき編成作業に取り組むものとします。

なお、安心して元気なまちづくり（防災、健康、教育、企業誘致など）については、内容を見直しつつ、継続的に取り組むものとします。

また、将来にわたり施策を安定的に展開できるよう、財政基盤を強化する必要があり、全ての施策を厳しく検証するものとします。

基本方針	重点施策（9施策）
(1) 将来の町の活性化につながる施策に戦略的に取り組む	①鳩山町北部地域活性化基本条例に基づく施策 ②新たな動脈となる幹線道路整備に向けた施策 ③歴史文化資源を特徴的、効果的にいかす施策
(2) 社会構造の変化等に対応する施策に包括的に取り組む	①高齢化率が県内1位となることに備えた施策 ②少子化を食い止めるための、きめ細かな施策 ③ニュータウンの都市機能の再生に向けた施策
(3) 地域の元気交付金を活用する施策に集中的に取り組む	①高齢化を踏まえた公共施設改修に関する施策 ②6次産業を支える農業の振興に向けての施策 ③エコの視点で公共施設を再生・活用する施策

2 重点施策を事業化するにあたっての方向性

(1) 将来の町の活性化につながる施策に戦略的に取り組む

*

将来の町の姿を展望する場合、「人や経済の活性化」と「町財政の健全化」の視点が必要です。この「人や経済の活性化」は、一朝一夕に実現することは困難であり、長期的な施策に戦略的に取り組むことが重要です。

平成26年度予算は、このような方針に基づき編成するものします。

①鳩山町北部地域活性化基本条例に基づく施策

鳩山町北部地域活性化基本条例は、平成25年12月議会への上程を予定しているため、平成26年度当初予算に具体的な事業予算を計上することは難しい状況です。そこで、平成26年度当初予算編成作業では、条例に規定される予定である「鳩山町北部地域活性化取組方針」を踏まえ、関連事業の洗い出しを行うものとします。

②新たな動脈となる幹線道路整備に向けた施策

新たな動脈となる幹線道路は、第5次総合計画の土地利用構想に位置づけられている構想道路（入西・赤沼線の延伸道路）を想定しています。平成25年12月議会で基礎調査に係る経費を補正予算計上する予定であり、その結果をもとにして、平成26年度に必要となる施策の体系化を図ります。

③歴史文化資源を特徴的、効果的にいかす施策

歴史文化資源を特徴的、効果的に活かすため、南比企窯跡群（鳩山窯跡群）の国指定史跡化に向けた取組みを進めながら、復元した古代窯を活用したイベントなどを開催していきます。

(2) 社会構造の変化等に対応する施策に包括的に取り組む

＊

我が国は、人口減少と少子高齢化が著しく進み、そのことに伴い社会構造が大きく変化すると見込まれます。そういったなかで、本町の高齢化のスピードは県内で最も早いと推計されており、町の活性化に向けた施策に戦略的に取り組む一方で、この避けがたい社会構造の変化等に着実に対応することが不可欠です。

平成26年度予算は、このような方針に基づき編成するものとします。

①高齢化率が県内1位となることに備えた施策

本町の高齢化のスピードは埼玉県で最も早いと推計されており、町民と職員の英知を結集して対策を検討する必要があります。その1つの方向性ですが、平成32年（2020年）の65歳以上人口の比率は、44.1%に達すると推計されているものの、いわゆる団塊の世代の皆さんは、まだ、お元気だと考えられます。

したがって、本格的な超高齢社会を迎えるのは、平成32年以降と見込まれることから、平成32年まで超高齢社会に対する準備を行い、そして平成32年以降に、対策を確立していくという2段階の対策を進めていきます。

その中心的な事業として、鳩山ニュータウン地域への福祉・健康複合施設の整備に必要な事業を進めていきます。また、高齢者の移動手段として重要な役割を果たしているデマンドタクシーと町内循環バスを引き続き運行します。

②少子化を食い止めるための、きめ細かな施策

少子化を食い止めるための、きめ細かな施策として、「子ども医療費の窓口払廃止の推進」などの事業を、継続的に実施していきます。また、「子ども・子育て支援に係る事業計画の策定」を行うとともに、子育てフェスティバルなどの事業を内外に発信し、『子育ての町・鳩山』をPRしていきます。

③ニュータウンの都市機能の再生に向けた施策

第5次総合計画の協働戦略事業に位置づけられている「鳩山ニュータウン再生・創造」に、福祉・健康複合施設の整備事業との連携を図りながら、着手します。なお、事業化の方法として国土交通省の「地方都市リノベーション事業」を活用するものとし、平成26年度は、そのための基礎調査を実施します。

(3) 地域の元気臨時交付金を活用する施策に集中的に取り組む

＊

本町は、国の平成24年度補正予算の積極活用を図り、そのことにより約4億5千万円の「地域の元気臨時交付金」の活用が可能となりました。そこで、地域の元気臨時交付金の活用方針を定め（平成25年5月29日の議員全員協議会で説明）、平成25年度から事業を実施しています。なお、基金条例を制定することにより、平成26年度における事業実施も可能であることから、事業効果と財政の両面から、効果的な活用を図るものとします。

平成26年度予算は、このような方針に基づき編成するものとします。

①高齢化を踏まえた公共施設改修に関する施策

鳩山町中央公民館へのエレベーターの設置事業の予算化を検討します。

②6次産業を支える農業の振興に向けての施策

鳩山町亀井農村センターの改築事業（建替事業）を行い、6次産業化に向けた加工試験施設の整備を進めます。なお、地域の元気臨時交付金を直接活用しないものの、6次産業化の関連事業として、「あんずの里づくり構想の推進」「地域農業参入企業の誘致」「今宿東土地区画整理事業の推進（食品系スーパーの誘致）」などにも取り組むものとします。

③エコの視点で公共施設を再生・活用する施策

旧地域下水処理場の不要施設を撤去するとともに、太陽光発電システムを設置する事業に取り組みます。また、鳩山中学校のキュービクル、浄化槽の改修を行い、効率性を高めます。

第3 具体的な予算編成手法

1 具体的な手法

平成 26 年度予算は、予算編成の原則と予算編成方針で示された基本方針を踏まえ、以下の手法により予算編成を行うものとします。

(1) 各課における目標の設定

平成 26 年予算においても、「課の役割」と「個別事業とその目標」を各課において作成し、予算参考資料等により公表することとします。(様式は概ね次のとおり。) 考え方としては、

- ① 「個別事業とその目標 (案)」を各課で検討。
- ② 「個別事業とその目標 (案)」を踏まえて、予算要求書を作成。
- ③ 予算編成終了時に、「個別事業とその目標 (案)」を見直し、最終版を作成。という手順になります。したがって、ここでいう個別事業とは、予算書に計上される個々の具体的事業ではなく、その元になった事業です。

また、人事評価制度における課の組織目標は、この「個別事業とその目標」を踏まえるとともに、個々の職員の目標も加味して作成することとなります。

【記入例】

政策財政課の目標 (平成 26 年度)

政策財政課課長 □□□□

- 1 課の役割
*省略
- 2 個別事業とその目標
 - (1) 第 5 次総合計画に位置付けられた政策課題の推進
*省略
 - (2) あんずの里づくり構想の推進 (6 次産業化関連)
*省略
 - (3) 地域公共交通会議の運営
*省略
 - (4) チャレンジ目標
*省略

(2) 財政健全化の推進

当町の財政状況を的確に把握するとともに、活力ある財政構造への転換及び財政基盤を強化する取り組みを推進するため、財政健全化法に規定する 4 つの健全化判断比率等の財政指標を念頭においた予算編成を行うものとします。

(3) PDCAの強化による既存事業の徹底した見直し

A (Action) を実現するためには、各事業区分別の成果目標を掲げ、事後評価を十分行い、その必要性、効率性、有効性等を検証し、歳出予算に反映させるなど、予算の重点化・効率化を進めなければなりません。

このため、決算概要説明資料として作成した「新規事業・主要事業の成果及び評価並びに改善点」等を活用し、既存事業の成果・効果・改善点等を徹底的に分析し、事業仕分け、廃止、縮小、休止、類似事業との統合など、あらゆる可能性を視野に入れ見直すことが必要です。

なお、直ちに見直しすることができない事業の場合には、年度途中及び次年度以降での見直しを視野に入れ、継続的な点検等を実施することとします。

(4) コスト意識と適正な経費算定

行政サービスである各種事業には必ずコストがかかります。このコストに対する意識を持つとともに費用対効果の検証が必要です。さらに、予算と決算の乖離について精査し、必要最小限の経費を的確に算定することとします。

(5) 新規事業に対する姿勢及び財源等の確保

新規事業については、基本的に予算編成の基本方針に基づく施策に限定します。しかし、住民福祉の向上等に寄与する、緊急・重要な課題解決等に必要な施策には積極的に取り組むものとしますが、その事業財源については、既存事業の見直しを行う中で確保することを基本とします。

(6) 国、県の予算動向の注視と要望

我が国の社会経済状況は回復傾向に向かうと期待されておりますが、実態経済への反映では大きな改善は見られず、不透明さが増しております。また、国や県の財政状況についても、大きく改善する状況ではありません。

しかし、事業財源として活用できる国、県の財政支援を効率的に獲得する必要があるため、これまで以上に国、県の予算編成動向を注視することとします。なお、国、県からの財政支援が減少する事業については、事業見直しの好機と考え、先例に捉われることなく柔軟な発想・思考をもって対応します。

また、継続して必要な事業財源については、あらゆる機会を通じて、国、県への要望を行い、財源確保について積極的に行動します。

(7) 予算要求基準額（経常経費）の設定

「1 本町の財政状況と決算分析」で述べたとおり、本町における一般財源の確保は極めて厳しい状況であり、今後の財政運営においては、約 37 億 5 千万円を占める経常経費の圧縮が避けられない重要な課題となっています。

このため、平成 26 年度の予算編成においては、昨年度に引き続き、経常経費に枠配分予算の考え方を取り入れ、事業別予算要求基準額を設定することとします。なお、所管課別の事業別予算要求基準額については、別途、政策財政課長より通知させます。

2 その他

平成 26 年度予算編成の細部取扱いについては、別途、政策財政課長から通知させる「平成 26 年度予算見積書等の提出について（通知）」によるものとします。